

# 答 申

諮問第64号

## 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「答申第57号文書中、実施機関の主張する支出票に添付していたという文書は期間経過で廃棄処分した。廃棄した文書の廃棄決定時の起案文書。」（以下「廃棄決定時の起案文書」という。）及び「平成13年1月23日付海建第7110号、和歌山県知事木村良樹名で出した「同意書」平成13年1月18日付で願い出のあった地図（公図）訂正については、異議がないので同意します。の内部決裁文書の内、別紙承諾書土地表示欄記載の字東山田〇〇〇番、〇〇〇番土地所有者〇〇〇氏の承諾書。」（以下「〇〇〇氏の承諾書」という。）を保有していないとして行った非開示決定は、廃棄決定時の起案文書については妥当であり、〇〇〇氏の承諾書については存否応答拒否すべきであったが、結論において妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成22年7月30日付けで廃棄決定時の起案文書及び〇〇〇氏の承諾書について2件の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、廃棄決定時の起案文書については「保存期間経過による廃棄のため」との理由で、〇〇〇氏の承諾書については「作成又は取得していないため」との理由で公文書を保有していないとして、それぞれ非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年8月11日付け及び平成22年8月12日付けで、それぞれ異議申立人に通知した。

- 3 異議申立人は、平成22年8月18日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「地図訂正関連の公文書が保存期間経過により支出票とともに廃棄された事実及び〇〇〇氏の承諾書の開示を求める。」というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、公文書開示に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### (1) 和歌山市上三毛字東山田地内の地図訂正について

本件開示請求は、和歌山県が実施した県道船戸海南線道路改良工事に関する地図訂正の問題に起因している。実施機関は、昭和40年から昭和45年にかけて、道路設計図、地積測量図を作成し、当時の旧公図にあった無番地である国有地に番地を付け、県道敷きを登記した。

昭和55年、当該無番地内であった国有地に古くからあった里道が掘削機で掘り起こされ、通行することができなくなり、〇〇〇〇〇〇〇は、所有している畑が袋地になったとして訴訟を提起したが、旧公図上には里道が2本あるが1本であるのが正しく、当該旧公図上の2本の里道の間は無番地は現地に該当する土地がない等の理由により、訴えは却下された。

平成12年度、実施機関は、和歌山地方法務局(以下「法務局」という。)備え付けの字東山田地内の地図と現地が一致しないことから地図訂正を行うこととし、当該業務を社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「協会」という。)に委託したが、近隣土地所有者の同意を得ることが困難であったため、法務局及び和歌山財務事務所(以下「財務事務

所」という。)と事前協議を行い、地図訂正に同意困難な地権者については承諾書を得る必要がないこととした。当該業務を行う担当の土地家屋調査士(以下「担当調査士」という。)は、上記判決理由にある「里道は一本である」及び「無番地はない」との文言を利用して、自治会長等に十分説明をしないで地図訂正を半強制的に承諾させた。実施機関は、〇〇〇〇〇〇〇の畑が袋地になることを承知していながら不正に地図訂正を行い、無番地である国有地を私有地にしたのである。

平成13年3月23日付けで実施機関は、法務局に対し地図訂正申出書を提出しているが、異議申立人がそれを知ったのは平成20年秋頃である。異議申立人外1名は、その経緯を確認するため和歌山県海草振興局建設部管理課(以下「管理課」という。)に行き、当該地図訂正に関係した地図訂正同意の決裁文書(永久保存)を職員から見せてもらい、その場でコピーを依頼したら開示請求するように言われた。後日、開示請求したところ、実際に見た文書の半分しか開示されなかった。

## (2) 廃棄決定時の起案文書について

平成21年2月10日付けの異議申立てに対する和歌山県情報公開審査会答申(答申第57号)には、法務局に対し字東山田地内の地図訂正の申出を行うため、平成12年度に実施機関が協会に委託して作成した地図訂正申出書の副本及び委託費関連の文書について、「当該文書は、協会への委託費支出の根拠として支出票に添付され、用地課で保管されていたが、保存期間(5年)の経過とともに廃棄されていた」との実施機関の主張が記載されている。

しかし、廃棄した根拠が記載されているという公文書管理簿には、公文書名欄に「支出票」と簿冊名が記載されているのみであり、地図訂正申出書の副本及び委託費関連の文書(以下「地図訂正委託関連文書」という。)が「支出票」に添付され「支出票」とともに廃棄されたとの主張は、余りにも不自然であり、実際に廃棄されたことの証拠にならない。

また、廃棄決定時の起案文書は、保存期間経過により廃棄したとの理由で非開示決定されたが、「支出票」を廃棄決定した起案文書を実施機関が保有していないのであれば、地図訂正委託関連文書が廃棄された事実は確認できない。

(3) ○○○氏の承諾書について

実施機関、法務局及び財務事務所は地図訂正に関し事前協議を行っており、財務事務所から開示された公文書に、承諾書について「公図訂正同意困難な地権者については、場所によっては不要の方向で検討」との記載がある。実施機関は、上記(1)の裁判当時において、旧公図上にある無番地は国有地であると主張した字東山田○○○番・○○○番の土地所有者である○○氏及び○○○○○○で字東山田○○○番の土地所有者である異議申立人を「同意困難な地権者」として、承諾書を得ずに地図訂正を行ったのである。

実施機関は、○○氏から承諾書が得られないため、理由書を作成し上記(1)の裁判の判決書写しを添付して、法務局及び財務事務所に提出しているが、承諾書が得られない理由を捏造しており、判決書写しも謄本ではなく虚偽のものである。また、法務局から開示された、土地所有者氏名及び複数土地所有を示す眼鏡印が朱書きされた公図訂正前・公図訂正後の土地所在図には、異議申立人の所有地部分に、異議申立人を利害関係者及び隣接土地所有者から除外するため、意図的に誤った氏名が記載されている。

○○○氏の承諾書は、作成又は取得していないためとの理由で非開示決定されたが、地図訂正に当たり絶対に必要な書類であり、管理課が地図訂正の同意について意思決定をするための平成13年1月18日付け海建第7110号起案文書(以下「海建第7110号起案文書」という。)に添付されていなければならない文書である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示決定処分理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

## 1 和歌山市上三毛字東山田地内の地図訂正について

昭和40年代、県道船戸海南線道路改良工事に伴う字東山田地内の用地買収による分筆登記は、当時の現地に合うよう正しく行われていなかった。その後、隣接民有地の分筆登記に支障をきたしてきたことから、平成12年度に実施機関が地図訂正を行なった。

## 2 本件処分について

### (1) 廃棄決定時の起案文書について

平成12年当時、地図訂正委託関連文書は、協会への委託費支出の根拠として支出票とともに和歌山県海草振興局建設部用地課（以下「用地課」という。）で保管され、保存期間経過後に廃棄されることとなっていた。平成12年度公文書管理簿に記載されている「支出票」の簿冊（以下「平成12年度「支出票」」という。）には、平成12年度における支出票が全て編さんされていて、その中に異議申立人が存在すると主張する地図訂正委託関連文書が添付された支出票が含まれていたと考えられる。

実施機関では、和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号。以下「文書規程」という。）に基づき公文書を取り扱っており、用地課で保管されていた平成12年度「支出票」は、文書規程第120条の規定に基づく廃棄についての起案により、保存期間（5年）経過後の平成18年12月19日に廃棄され、その日付が平成12年度公文書管理簿に記載されている。

当該廃棄を決定した起案文書（以下「廃棄起案文書」という。）が、異議申立人のいう廃棄決定時の起案文書に相当する。廃棄起案文書は、平成18年度公文書管理簿に記載されている「雑件」の簿冊（以下「平成18年度「雑件」」という。）に編さ

んされていた。平成18年度「雑件」は、文書規程第120条の規定に基づき起案の方法により廃棄が決定され、保存期間(1年)経過後の平成20年6月25日に廃棄され、その日付が当該公文書管理簿に記載されている。

以上により、廃棄起案文書は、保存期間経過により平成20年6月25日に廃棄されたことが確認できることから、廃棄決定時の起案文書について非開示決定を行ったものである。

(2) ○○○氏の承諾書について

平成13年3月23日付けで実施機関(担当は用地課)は法務局に対し字東山田地内の地図訂正申出書を提出しているが、地図訂正対象地域に里道、水路及び県道が含まれていたため、担当調査士は、管理者である実施機関(担当は管理課)から地図訂正同意書を得る必要があった。

海建第7110号起案文書は、平成13年1月18日付けで担当調査士から地図訂正同意願書の提出を受け付けた管理課が、同意について意思決定をするために同日付けで起案した文書である。海建第7110号起案文書には、起案文の他に、公図訂正チェックシート、同意書案、公図の写し、地図訂正同意願書、委任状、法務局における土地所有者等閲覧記録並びに土地所有者、自治会長及び水利組合長等の地図訂正についての承諾書等が添付されているが、○○○氏の承諾書については添付されていないことから、作成又は取得していないとして非開示決定を行ったものである。

地図訂正の同意に際し、隣接地の地番や線形が変更になる場合は、通常、周囲の土地所有者の承諾書を添付し判断材料にするが、それを義務付けたものではなく、添付されなければならないわけではない。起案文書に承諾書を添付するかどうかは、その時々判断による。承諾書がないからといって、不適正な事務処理とはならない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 和歌山市上三毛字東山田地内の地図訂正について

- (1) 実施機関によると、地図訂正を協会に発注する必要がある場合、用地課は、協会と締結した不動産登記等業務委託単価契約を基に、協会に地図訂正業務を委託する。受託した協会は、担当調査士を選任する。担当調査士は、現地調査、登記記録の調査等関係書類の調査及び必要に応じて土地所有者等との現地立ち会いを行い、更に法務局との協議により、当該地図訂正について承諾が必要な土地所有者等を確定する。また、地図訂正対象地域に国有地等が含まれる場合は、当該国有地等を所管する機関に地図訂正同意願書を提出する。そして、土地所有者等からの地図訂正承諾書を取りまとめるとともに、当該承諾書を含め必要な書類を添付して、法務局へ地図訂正申出書を提出する。協会は、地図訂正業務完了後、業務完了報告書に地図訂正済証等の成果品を添えて用地課に提出することとなっている。

異議申立人が存在すると主張する地図訂正委託関連文書は、字東山田地内の地図訂正業務完了後に協会から用地課に提出された業務完了報告書等に相当する。

- (2) 用地課は、昭和40年代における県道船戸海南線道路改良工事に伴う字東山田地内の用地買収により誤った分筆登記が行われていたため、平成12年度に地図訂正を行うこととした。地図訂正対象地域には、里道、水路及び県道が含まれており、担当調査士は、里道、水路及び県道の管理者であった管理課に地図訂正の同意を求める必要があった。

管理課は、平成13年1月18日付けで担当調査士から地図訂正同意願書の提出を受け付けたため、提出書類を確認するとともに現地調査を行い、同意について意思決定をするために同日付けで起案（海建第7110号起案文書）し、平成13年1月23日付け海建第7110号の同意書を交付している。

担当調査士は、当該同意書のほか承諾書等の必要書類を添付

して、平成13年3月23日付けで法務局に対し地図訂正の申出をしている。

## 2 廃棄決定時の起案文書について

(1) 実施機関では、文書規程に基づき、公文書を整理、保管、保存及び廃棄している。各公文書は、起案時に公文書分類表により定められた公文書分類番号及び保存期間が付けられ、文書処理が完結した後に会計年度・公文書分類番号ごとに区分して簿冊に編さんされる。編さんされた簿冊の名称は、公文書分類番号、保存期間等とともに、公文書管理簿に記載される。編さんされた各簿冊には、その内容を明らかにするため起案文書等の公文書1件ごとの索引目次が作成され添付されるが、公文書管理簿には記載されない。保存期間が経過した簿冊については廃棄するものとされており、また、廃棄するときは、当該簿冊の完結年度、保存期間、公文書分類番号及び簿冊名、廃棄する年月日、廃棄方法等を明らかにした上で、起案の方法により、当該簿冊を廃棄する旨の決定をするものとされている。当該簿冊が廃棄されると公文書管理簿に廃棄年月日が記載される。

(2) 異議申立人は、公文書管理簿の記載だけでは地図訂正委託関連文書が廃棄されたかどうか判断できない旨主張するが、当審査会において、文書規程を確認したところ、編さんされている公文書個々の内容まで公文書管理簿に記載することを求めておらず、また、平成12年度公文書管理簿を確認した結果、地図訂正委託関連文書を編さんすべき簿冊名も見あたらなかったことから、平成12年当時、地図訂正委託関連文書は協会への委託費支出の根拠として支出票とともに用地課が保管し、保存期間経過後に廃棄することとしていたとする実施機関の主張を不合理ということとはできないと考える。

したがって、当審査会は、異議申立人が存在すると主張する地図訂正委託関連文書は、支出票の添付書類として支出票とともに平成12年度「支出票」に編さんされ、平成12年度公文書管理簿記載のとおり、保存期間（5年）経過後に廃棄された

と見ることが相当であると考える。

また、廃棄決定時の起案文書についても、平成18年度公文書管理簿を確認したところ、平成18年度「雑件」に編さんしていたという実施機関の主張を不合理ということはできず、平成18年度公文書管理簿記載のとおり、「雑件」の保存期間（1年）経過後に廃棄したと見ることが相当であると考える。

### 3 ○○○氏の承諾書について

- (1) 実施機関は、地図訂正同意について意思決定をする際、隣接地の地番や線形が変更になる場合は、通常、当該意思決定のための起案文に関係の土地所有者や自治会長等の承諾書を添付させ判断材料にしているが、実施機関において地図訂正同意願書に添付すべき書類等についての明確な定めはなく、承諾書の添付が必要な範囲は、事案に応じて判断していると説明している。

実施機関における地図訂正同意は、他の土地所有者と同様、里道、水路及び県道の財産管理者として行うものであり、実施機関が承諾書の添付が必要な範囲を事案に応じて判断しているとしても、当審査会としては、不合理とまでは言えないと考える。

また、平成22年1月28日に当審査会が条例第27条及び条例第30条の規定に基づき海草振興局建設部において行った実地調査では、海建第7110号起案文書には、平成21年8月5日付け海建総第100号で開示された公文書及び非開示とされた公文書以外の書類は見あたらなかった。

したがって、海建第7110号起案文書に○○○氏の承諾書は添付されていないと見ることが不合理はない。

- (2) ところで、条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」として、存否応答拒否について規定している。

地図訂正の隣接地所有者等が承諾書を提出しているか否かは

個人に関する情報であり、条例第7条第2号に規定される非開示情報に該当することから、実施機関は、個人を特定した承諾書についての開示請求に対し、条例第10条の規定に基づき、承諾書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を本来すべきであったが、実施機関において当該承諾書を作成又は取得していないことを理由にすでに非開示決定している現状においては、当審査会が存否応答拒否すべきとの答申をすることは、相当ではない。

- (3) 上記(1)(2)により、海建第7110号起案文書に〇〇〇氏の承諾書は添付されていないと見ることに不合理はないことから、実施機関の非開示決定は、結論において妥当であると判断する。

- 4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、地図訂正が不正に行われた等の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成22年9月8日	○諮問（実施機関）
平成22年9月29日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成22年11月15日	○異議申立人からの意見書を受理
平成22年11月18日	○審議

平成22年12月24日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成23年1月14日	○審議
平成23年2月2日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成23年3月11日	○審議
平成23年4月15日	○審議
平成23年5月13日	○審議